

呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務仕様書

1 業務名

呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

呉市では、「やりたいことをチャレンジできる」という創業機運の醸成を図り、地域経済の活性化を担う起業家を一人でも多く輩出するために、平成30年度より「起業家支援プロジェクト」を実施している。

同プロジェクトは、広島中央地域連携中枢都市圏[※]内で起業（新たな事業展開を含む。以下同じ。）しようとする方を対象に、ビジネスプランコンテストを実施し、事業のブラッシュアップと、プレゼン審査で選定されたプランに対して必要な初期費用を、奨励金として支援することを目的とする。また、支援に当たっては、市が実施するクラウドファンディング型ふるさと納税により調達する。

※呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

3 内容

- (1) ビジネスプランコンテスト最終審査会で選定されたビジネスプランに係るふるさと納税寄附金を募集するクラウドファンディングのWEBサイトの構築
- (2) クラウドファンディングにおける寄附金の受付（令和9年1月下旬から3月下旬まで）、寄附金受付の決済方法、収納代行及び呉市への引き渡し（令和9年3月31日まで）
- (3) 寄附者情報の提供
- (4) その他、業務の履行に必要と認められること。

4 委託料

同条件での提案内容を比較するため、次の条件で委託料を積算すること。

- (1) 選定件数 2件
- (2) 1件当たりの目標金額 150万円

※事務経費や入金に係る早期オプション等がある場合は、積算に含めること。

※実際に選定される事業者の件数及び設定する目標金額の合計に応じて委託料は変動するので、提案限度額を超える場合は呉市で予算措置を講ずる。

5 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 成果品

「3内容」に記した事例をまとめ、「呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務報告書」として提出すること。

7 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書に「3 内容」の事項を盛り込むこと。
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とすること。
- (5) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと。
- (6) 本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他に公表、貸与又は使用をしてはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (7) 呉市が提供する情報・資料等について、呉市の許可なく第三者に提供してはならないこと。
- (8) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市が貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (9) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、呉市と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本業務の完了後であっても、成果品に誤り、不良箇所等があった場合は、速やかに受託者の責任において修正するものとし、これに必要な経費は受託者の負担とすること。